

国地契第37号
国官技第285号
国営管第299号
国営計第128号
国港総第490号
国港技第60号
国空予管第754号
国空空技第411号
国空交企第291号
国北予第42号
平成31年3月27日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
 企画部長
 営繕部長
 港湾空港部長
北海道開発局 事業振興部長
 営繕部長
各地方航空局 総務部長
 空港部長
 保安部長 あて

国土交通省大臣官房

地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部管理課長
官庁営繕部計画課長

国土交通省港湾局

総 務 課 長
技 術 企 画 課 長

国土交通省航空局

予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 ネットワーク部
空 港 技 術 課 長
交 通 管 制 部
交 通 管 制 企 画 課 長

国土交通省北海道局

予 算 課 長

(公 印 省 略)

「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」
の一部改正について

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについては、「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」（平成31年 3 月26日付け国地契第41号、国北予第43号）等により通知したところである。これを踏まえ、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第 6 項の運用について」（平成26年 1 月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の一部を次のとおり改正することとしたので、遺漏無きよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 記 | 改正前 記 |
|---|--|
| <u>附 則</u> | <u>附 則</u> |
| <p>1 「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第 6 項の運用について」（平成24年 2 月17日付け国地契第72号、国官技第314号、国営計第105号、国港総第613号、国港技第125号、国空予管第332号、国空安保第395号、国空交企第395号）は廃止する。</p> <p><u>2</u> 記 4.（2）及び（3）中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として当該規定を適用する。</p> | <p>「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第 6 項の運用について」（平成24年 2 月17日付け国地契第72号、国官技第314号、国営計第105号、国港総第613号、国港技第125号、国空予管第332号、国空安保第395号、国空交企第395号）は廃止する。</p> <p>（新設）</p> |

附 則

この通知は、平成31年10月 1 日以後に締結する契約（平成31年 4 月 1 日から平成31年

9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成31年10月1日以後になされるものを含む。) から適用する。